

議案第25号

佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和54年佐倉市条例第6号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。